

議案第 28 号

三田市障害児療育センター条例の一部を改正する条例の制定について

三田市障害児療育センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 24 年 2 月 21 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市障害児療育センター条例の一部を改正する条例

三田市障害児療育センター条例（平成9年三田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（事業）

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する事業を行う。

（名称、内容及び1日当たりの定員）

第4条 前条に規定する事業の名称、内容及び1日当たりの定員は、次のとおりとする。ただし、1日当たりの定員について市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

名称	内容	1日当たりの定員
かるがも園	(1) 知的障害児並びに ^し 肢体不自由及び聴覚又は言語に障害のある児童（以下「障害児等」という。）の療育に関すること。 (2) 障害児等の独立生活に必要な知識技能を与えること。	30人
すくすく教室	市長が健康診断等により経過観察が必要と認めた児童に療育等の機会を与えること。	15人

第9条の2第3項中「場合における」の次に「第4条（同条の表を除く。以下同じ。）」を、「適用については、」の次に「第4条及び」を加える。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。